

生活道路等の整備に関する要望書作成・提出の 手引き

令和 6 年 10 月
鴻巣市
都市建設部道路課

1 はじめに

これまで生活道路に関する要望については、評価基準に基づき評価し、評価検討委員会に諮り、優先順位を決め、事業化してきました。

しかしながら、地域による評価の偏りや実現が難しい要望が長年にわたり残るなど、運用管理する上で弊害が発生しております。

そのため、このたび運用を見直し、令和6年10月1日より運用してまいります。

つきましては、要望書を作成・提出する際の手引きを作成しましたので、参考にして頂ければ幸いです。

2 対象となる整備

種別	内容
道路改修	舗装の打替え、側溝の入替え等を行い、既存道路の状態を維持管理するために改修するもの
道路改良	狭あいな道路の拡幅、未舗装道路の舗装の新設、側溝の新設等を行い、道路を一体的に整備するもの
水路改修	水路を維持管理するために既存水路を整備するもの
農道整備	農道（主に耕作のために利用されている道路をいう。）を整備するもの

3 手続きのながれ

①事前相談	②要望書の作成・提出	③要望内容の評価	④評価結果の通知
道路にて要望出来る内容かどうかを確認させていただきます。	所定の様式にて要望書を作成して頂きます。	道路課にて各要望内容ごとに一次評価を行い、 <u>評価委員会※</u> 1に諮ることで評価を決定します。	決定した評価を要望者へ通知します。 ※2

※1 鴻巣市生活道路等整備箇所評価検討委員会は毎年10月頃開催します。

※2 評価結果の通知は委員会後となりますので、11月以降となります。

4 手続きの詳細

① 事前相談時の要望内容の確認

相談票を用いて、要望内容を整理します。

事前に要望者の方で記入してもらえれば、スムーズにお話ができます。

○相談票

相談番号

生活道路等整備要望 相談票

要望者
(代表)

住所 鴻巣市
氏名
(自治会名)
連絡先TEL

相談日	令和6年 月 日	相談場所	市役所・要望場所
路線名	市道	号線	道路幅員 m
水路名	水路		要望延長 m
要望箇所	始 鴻巣市 至 鴻巣市		地先から 地先まで
事業分類	道路改修 ☐ 舗装打換 ☐ 側溝入替 ☐ 側溝蓋掛	道路改良 ☐ 道路拡幅 ☐ 舗装新設 ☐ 側溝新設	水路改修 ☐ 水路改修 農道整備 ☐ 舗装打換
要望内容聴取	①要望内容(具体的に) ②生活する上で支障となっていることは何か ③交通量(主に誰が利用されてるのか) ④危険性 ⑤要望する上、自治会、沿線地権者の同意は取れるのか。 ⑥その他		
道路課意見			
相談担当者	道路課 計画担当		

必要となる書類及び記入要領は、以下のとおりです。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

住 所
(自治会名：)
代表者
電話番号

1 整備を希望する箇所（要望箇所）

土地の所在	※地番又は地先を記載してください。
整備の種別	道路改修 ・ 道路改良 ・ 水路改修 ・ 農道整備 ※要望する整備の種別を○で囲んでください。

[illegible]

- (1) 案内図
- (2) 要望箇所の状況が分かる写真
- (3) 整備同意書（様式第2号）
- (4) 土地譲渡承諾書（様式第3号）
- (5) 物件移転等承諾書（様式第4号）

要望書一式の鑑となる様式です。

NO	項目名	記入要領
1	要望者	自治会長及び土地の所有者名にて記入してください。
2	土地の所在	対象地の地番を記入してください。（不明な場合は「地先」で可）
3	整備の種別	当てはまる整備種別を○で囲んでください。
4	整備を希望する理由	現状（交通量や危険性、通学路指定の有無など）の説明をしてください。
5	添付資料	（１）案内図 要望箇所の位置が分かる図面を作成してください（縮尺自由） （２）現地の状況が分かる写真 近景と遠景とで数枚程度を撮影してください。 （３）整備同意書（様式第２号） （４）その他必要な書類 ※（３）、（４）については、次項以降を参照

○整備同意書（様式第 2 号）

様式第 2 号（第 3 条関係）

整備同意書

年 月 日

私たちは、要望箇所にあたる土地の所有者、居住者等として、鴻巣市が要望箇所の整備を行うことに同意します。

なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。

No	土地所有者又は居住者（世帯主）		所有する土地の地番 ※土地所有者のみ記入してください。
	住 所	氏 名	
1			鴻巣市
2			鴻巣市
3			鴻巣市
4			鴻巣市
5			鴻巣市
6			鴻巣市
7			鴻巣市
8			鴻巣市
9			鴻巣市
10			鴻巣市

※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。

○当該要望が、要望箇所沿線の皆さまの理解を得ているか確認するための様式です。

原則すべての土地の所有者より同意を得て頂きます。

自治会の承認を得た要望である場合には、地域の総意として考慮します。

また、一部の同意に留まる場合には、整備が難しい状況となります。

NO	項目	記入要領
1	土地所有者又は居住者（世帯主）	要望箇所沿線の土地所有者、居住者等の皆様が自署してください。
2	所有する土地の地番	当該土地の地番を記入してください。

○その他必要な書類																			
土地譲渡等承諾書（様式第 3 号）																			
様式第 3 号（第 3 条関係） 土地譲渡承諾書 年 月 日 （宛先）鴻巣市長 住所又は所在地 所有者 氏名（自署） 電 話 番 号 私は、生活道路等の整備に当たり、下記の土地を鴻巣市へ譲渡することを承諾します。 なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。 記 <table><thead><tr><th>No.</th><th>所有する土地の地番</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>鴻巣市</td></tr><tr><td>2</td><td>鴻巣市</td></tr><tr><td>3</td><td>鴻巣市</td></tr><tr><td>4</td><td>鴻巣市</td></tr><tr><td>5</td><td>鴻巣市</td></tr></tbody></table> ※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。	No.	所有する土地の地番	1	鴻巣市	2	鴻巣市	3	鴻巣市	4	鴻巣市	5	鴻巣市	○拡幅を伴う道路改良など、整備種別により用地の確保、物件の移転等が必要な場合には、併せてこれらの様式を添付していただきます。 ○用地や物件移転等のご協力が頂けない場合には、要望を受け付けできない場合があります。						
No.	所有する土地の地番																		
1	鴻巣市																		
2	鴻巣市																		
3	鴻巣市																		
4	鴻巣市																		
5	鴻巣市																		
物件移転等承諾書（様式第 4 号）																			
様式第 4 号（第 3 条関係） 物件移転等承諾書 年 月 日 （宛先）鴻巣市長 住所又は所在地 所有者 氏名（自署） 電 話 番 号 私は、生活道路等の整備に当たり、下記の支障となる物件（工作物、立竹木等）について、移転し、又は除却することを承諾します。 なお、鴻巣市の行う事業評価等により、要望箇所が事業化に至らない場合もあることを理解し、これを了承します。 記 <table><thead><tr><th>No.</th><th>物件の所在する土地の地番</th><th>物件の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>鴻巣市</td><td>工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）</td></tr><tr><td>2</td><td>鴻巣市</td><td>工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）</td></tr><tr><td>3</td><td>鴻巣市</td><td>工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）</td></tr><tr><td>4</td><td>鴻巣市</td><td>工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）</td></tr><tr><td>5</td><td>鴻巣市</td><td>工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）</td></tr></tbody></table> ※欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。		No.	物件の所在する土地の地番	物件の種類	1	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）	2	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）	3	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）	4	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）	5	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）
No.	物件の所在する土地の地番	物件の種類																	
1	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）																	
2	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）																	
3	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）																	
4	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）																	
5	鴻巣市	工作物（ ） 立竹木（ ） その他（ ）																	

土地譲渡等承諾書（様式第 3 号）		
NO	項目	記入要領
1	所有する土地の 地番	整備見込み地の地番を記入してください。
物件移転等承諾書（様式第 4 号）		
NO	項目	記入要領
1	物件の所在する 土地の地番	整備見込み地の物件が存する地番を記入してください。
2	物件の種類	整備見込み地内に存する物件の種類（家屋、門塙、生垣など）を記入してください。

②-1 要望書の提出

要望書の提出先は、都市建設部道路課（本庁舎 2 階）となります。

提出の際は、正・副各 1 部 合計 2 部ご用意ください

（副本に受付印を押印し、返却します。）

5 要望後の流れ

要望を受付後、道路課にて、整備の内容ごとに一次評価を実施します。

評価の結果は、評価検討委員会に諮った上で決定し、要望者に通知します。

③ 要望内容の評価

別に定める評価表に基づき、整備種別ごとに点数評価を行った上で、優先度の高い順に A～C の 3 段階に分類します。

別表第 1（第 4 条関係）

ランク	整備区分	摘要	評価点
A	優先整備	整備による効果が期待でき、優先的に整備していくもの	75 点以上
B	順次整備	A に次いで順次整備していくもの	50 点以上 75 点未満
C	整備不可	現状では整備することができないもの	50 点未満

④ 評価結果の通知

評価検討委員会における評価の確定を受け、当該結果を要望者へ通知します。

○生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書

様式第5号（第10条関係）

生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書

第 年 月 日

様

鴻巣市長

印

年 月 日付で提出された要望書について事業評価等を実施した結果、次のとおりとなりましたので、鴻巣市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱第10条の規定により通知します。

事業評価等の結果		
土地の所在		
整備の種類		道路改修 ・ 道路改良 ・ 水路改修 ・ 農道整備
ランク	整備区分	摘要

備考

- 1 生活道路等を整備（事業化）する場合は、別途お知らせします。
- 2 要望箇所に係る状況、環境等に変化があった場合は、要望書の再提出が可能です。この場合は、当該要望書は新たに提出があったものとして取り扱います。

○この通知は、あくまで評価の結果を明らかにするものであり、事業化の可否をお知らせするものではありません。

事業化に際しては別途、道路課からご連絡させていただきます。

ランク	整備区分	摘要	評価点
A	優先整備	整備による効果が期待でき、優先的に整備していくもの	75点以上
B	順次整備	Aに次いで順次整備していくもの	50点以上 75点未満
C	整備不可	現状では整備することができないもの	50点未満

（1）事業化を検討する箇所は、Aランクに該当した箇所から選定します。

※Aランクがない場合、地域のバランスに考慮する場合には、Bランクから選定する場合があります。

（2）Cランクの場合には、通知後、要望としての取り扱いは致しません。